

令和4年3月号

伊勢市青少年相談センターだより



伊勢市青少年相談センター 伊勢市小俣町元町540 小俣総合支所2階 社会教育課

TEL 0596-22-7894 FAX 0596-23-8641 s-soudan@city.ise.mie.jp

福島第一原子力発電所の事故を考える

2011年3月11日に東日本大震災と津波によって東京電力福島第一原子力発電所で水素爆発が起こり、爆発事故により放出された放射性物質は、周辺に大きな被害を与えました。特に風に乗って飛んできた放射性物質が多量に降った地域では、多くの住民が自宅からの避難を強いられました。

事故後、様々な地域で建物、地面、木々などの表面に付着した放射性物質をできる限り取り除いて、放射線の影響を減らすための「除染」やインフラ整備が進められた結果、避難指示の解除が段階的に行われ、2020年3月には「帰還困難区域」以外の避難指示がすべて解除になりました。「帰還困難区域」も住民が住めるように整備が進められ、復興に向けてのインフラや産業拠点の整備、再開が進んでいます。

しかし、2021年3月時点で、避難者区域から避難したまま戻れない人がまだ2万2,000人いると発表されています。そして何より、廃炉が決まった福島第一原発の廃炉作業は、これから何十年もかかると言われています。

1号機、2号機、3号機には、原子炉内部で核燃料が溶けて様々な構造物と混ざりながら冷え固まった「燃料デブリ」が存在しています。「燃料デブリ」の取り出しについては、人間は高い放射線が出ている原子炉建屋に立ち入れないので、遠隔操作のロボットを使って手探りで調査している段階です。

燃料デブリの取り出しは世界でも前例がない困難な作業と言われています。燃料デブリや燃料プールに残っている使用済み核燃料を安定させる注水作業で出来る大量の「汚染水」の処理も問題になっています。発電所構内は処理水を保管するタンクで間もなく一杯になります。政府は来年から処理水を薄めて海洋投棄をする方針を決めましたが、漁業関係者は風評被害を恐れて反対しています。福島県が事故前の状態に戻る日はまだ遠いといえます。

「親権」「児童虐待」に関する法律について

子どもを育てることは親の権利であり、義務でもあります。親が子どもを育てる権利は「親権」として民法で規定されています。

親権には、子どもの身の回りの世話をする、子どもに教育やしつけをする、子どもの住む場所を決める、子どもの財産を管理するといったことが含まれていますが、しつけと称して子どもに暴力を振るったりする「児童虐待」は親権の濫用にあたります。

近年、児童虐待が増えて問題となり、平成23年に民法改正が行われました。

改正は、親権について、子どもに対する親の支配権のように誤解されているとの指摘により、親権が「子供の利益のため」であることが明確化されました。

民法には親権の濫用があったとき、親族などが家庭裁判所に申立てて親権を奪うことができる「親権喪失制度」があります。改正前は、親権を無期限に奪うことになるので親子関係が取り戻せなくなるおそれがあり、親権喪失の申立てはほとんど行われていませんでした。改正により、裁判所が最長2年間、親権を制限できる「親権停止制度」があらたに創設されました。

親権が制限された親に替わって子どもの世話をを行う「未成年者後見人」の制度も見直され、社会福祉法人も後見人になることができるようになりました。

ほかに、離婚時に協議する子どもの監護について「子どもの利益を最も優先して考慮する」ことが明記されました。

保護者が「しつけ」と称して行う暴力、虐待については事件が続いて問題となり、令和元年に「体罰」を禁止する児童福祉法改正が行われました。

青少年指導員の皆様、任期の2年がまもなく終わります！

青少年指導員の任期は2年間で、期限は令和4年4月17日までです。

中央指導員の活動は3月で終了です。4月18日から、新規の指導員の方の活動になります。地区指導員の活動については、事務手続き上の都合により、特に事情がなければ、年度末の令和4年3月末で終了してもらうようにお願いします。長期間ありがとうございました。

※ 指導員証は相談センターに返却となっていますのでよろしくお願いします。

青少年の日 5日
家庭の日 20日